# 里自主防災会会則

里自主防災会

## 里自主防災会 会則

## 第1条 (名称)

この会は、里自主防災会(以下「本会」という)と称する。

#### 第2条 (本部事務所)

本会の本部事務所は、里公民館内に置く。

## 第3条 (目的)

本会は、(自分の命は自分で守る)(災害弱者をみんなで支える) の精神に基づく自主的な活動を行うことにより、地震その他の災害 (以下「災害等」という)による被災害の防止及び軽減を図ることを 目的とする。

#### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 防災訓練の普及、啓発に関すること。 (1)
- (2) 災害等の災害防止に関すること。
- 災害等の発生時における情報の伝達、消火・水防、球出・救護 (3) 避難・誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- 防災訓練の実施に関すること。 (4)
- 防災資機材・器具及び非常食の備蓄に関すること。 (5)

#### 第5条 (組織及び会員)

本会は、大津市里1丁目~6丁目、枝4丁目、関ノ津6丁目地先 に居住する世帯をもって組織する。

#### 第6条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

(1)会 長

123

(2)副会長

2名以上 (内1名会計)

(3)事務局長

1名

(4)事務局員 若干名

## 第7条 (役員、班長、副班長の選任)

- (1) 会長は、自治会顧問とする。
- (2) 副会長は、本会役員会で選出する。
- (3) 事務局長は、自治会会長とする。
- (4) 事務局員は、自治会協議役員とする。
- (5) 本会会計は、本会の副会長から1名選出する。
- (6) 班長、副班長の選任は、次の各項目に定める。
- ア 情報・避難・誘導班長、副班長は、

本会の事務局員から班長2名を選出する。

副班長は、各組ブロック長7名から構成とする。

イ 救出・救護班長、副班長は、

本会の事務局員から班長1名を選出する。

副班長は、体育文化委員の各ブロック長7名から構成とする。

ウ 消火・水防班長、副班長は、

本会の事務局員から班長1名を選出する。

副班長は、女性防火促進委員の各ブロック長7名から構成とする。

工 給食・給水班長は、

里女性防火クラブ隊長とする。

給食・給水副班長は、女性防火クラブ隊副隊長、隊員から構成とする。

#### 第8条 (役員、班長、副班長、班員の任期)

本会の、役員任期は、毎年4月から始まり、翌年の3月まで1年とする。 但し、女性防火クラブ隊は除く。

## 第9条 (役員・班長・副班長・班員の任務)

- (1) 本会の会長は、災害対策と対応を協議し災害発生後の活動を統括的に、 組織、指揮、命令を行う。並びに、会長に不良の事故時は副会長が代行 とする。
- (2) 事務局長は、本会の会長を補佐し指揮命令ができる。
- (3) 会計は、本会の金銭出納管理を行う。
- (4) 事務局長は、本会の総務、防災訓練、防災研修等の企画立案を行う。
- (5) 各班長・各副班長・班員は、次の各項目の任務とする。
  - ア 情報・避難・誘導班

気象情報(テレビ・ラジオ・公共機関・学区自主防災会)の正確な情報を 入手し、防災計画の防災組織図に従って、被害状況等を伝達する。

#### イ 救出・救護班

二次災害にあわないように十分注意しながら、隣接する会員方々で協力 し負傷者の救出・救護を任務とし、救出・救護情報を、防災組織図に従って 報告する。

工 消火•水防班

初期消火で火災拡散防止に速やかに努める任務とし、水害時は土嚢積等を会員相互の協力元で、その災害状況を防災組織図に従って報告する。

才 給食・給水班

避難者(自宅避難者)への炊き出しでの支援任務とし、里女性防火クラブ隊隊長の指示にて、消火活動を兼ねる任務とする。

## 第10条 (総会及び役員会)

本会は、総会及び役員会を置く。

#### 第11条 (総会)

本会の総会は、毎年6月までに開催とし特に必要がある場合は臨時開催することができる。尚、総会日は、役員会にて決定する日を開催とする。

- (1) 総会は、次の事項を審議する。
  - 1 会則の改正に関すること。
  - 2 役員委嘱に関すること。
  - 3 本会の防災計画作成に関すること。
  - 4 事業計画に関すること。
  - 5 決算、予算に関すること。
  - 6 その他、総会が特に必要と定めることがら。
- (2) 総会の構成は、自治会各組長・自治会各組体育文化委員・自治会各組 女性防火促進員・里女性防火クラブ隊員の構成数の半数以上から 成立とする、但し、委任状含む。

#### 第12条 (役員会)

- (1) 本会の役員会は、本会会長・本会役員・本会事務局長・本会事務局員を もって構成する。
- (2) 本会の役員会は、本会会長名で招集とする。尚、災害時も同様とする。
- (3) 本会の役員会は、次の事項を議題とする。
  - 1 総会に提出すべき事項
  - 2 総会により委任された事業
  - 3 役員選考に関する事項

## 4 災害対策に関する事項

#### 第13条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金、補助成金、その他の収入をもってこれにあたる。

## 第14条 (会費)

本会の会費は、年間会費とし本会の総会において決定された金額を 現金で納入するものとする。但し、必要のあるときは臨時会費を徴収 することができる。

## 第15条 (会計年度、会計監査、会計報告)

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計監査は、翌年3月31日までに、帳票類及び証拠書類を自治会監査員にて監査とする。
- 3 本会の会計は、総会時に予算、決算を報告とする。

## 第16条 (地区防災計画)

本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。地区防災計画は、次の事項を定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及、啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報収集、消火・水防、球出・救護 避難・誘導、給食・給水に関すること。
- (5) 防災資機材、器具及び非常食の備蓄に関すること。
- (6) その他、必要な事柄。

## 第17条 (付則)

本会の会は、2018.4.1から施行する。